対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
静岡県御前崎市	御前崎、白羽及び港（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
静岡県御前崎市	御前崎二千八百二十五番地一

三百十四　航空自衛隊御前崎分屯基地

対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	
一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十七度二十三分五十秒、東経百三十六度五十四分十七秒の点 二　北緯三十七度二十三分五十一秒、東経百三十六度五十四分十九秒の点 三　北緯三十七度二十三分五十二秒、東経百三十六度五十四分二十一秒の点 四　北緯三十七度二十三分五十四秒、東経百三十六度五十四分二十三秒の点 五　北緯三十七度二十四分五秒、東経百三十六度五十四分五十三秒の点 六　北緯三十七度二十三分四十五秒、東経百三十六度五十五分三十六秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十五　航空自衛隊笠取山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
三重県津市	榊原町四千百八十三番地十二	
三重県津市	榊原町、美里町桂畑及び美里町南長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
三重県伊賀市	奥馬野及び下阿波（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
三重県津市	榊原町、美里町桂畑及び美里町南長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
三重県伊賀市	奥馬野、下阿波及び猿野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	
静岡県御前崎市	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
	一　北緯三十四度三十六分四十六秒、東経百三十八度十三分十一秒の点 二　北緯三十四度三十六分三十五秒、東経百三十八度十三分二十五秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	
	三　北緯三十四度三十五分四十四秒、東経百三十八度十三分四十二秒の点 四　北緯三十四度三十五分二十六秒、東経百三十八度十三分七秒の点 五　北緯三十四度三十五分二十七秒、東経百三十八度十二分三十五秒の点 六　北緯三十四度三十五分四十三秒、東経百三十八度十二分八秒の点 七　北緯三十四度三十六分三秒、東経百三十八度十二分八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。